

湖西市条例第6号

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

湖西市長

田内 瑞之

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例（昭和42年湖西市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「5,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「10,000円」に、「12,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号及び第4号中「12,000円」を「18,000円」に改める。

第5条中「現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）を経て」を削り、同条第2号中「在学学校長」を「現に在学する学校の長」に改める。

第6条第1項中「在学学校長を経て」を削り、同条第2項中「在学学校長を経て、市長」を「市長」に改める。

第7条中「、在学学校長を経て」を削る。

第8条中「在学学校長を経て」を削る。

第9条第1項中「毎月」を「複数の月分を合わせて」に改め、同項ただし書中「複数の月分を合せて」を「毎月一定日に」に改め、同条第4項を削る。

第11条中「在学学校長を経て」を削る。

第12条中「在学学校長の意見を徴して」を削る。

第 14 条中「在学学校長を経て、奨学金」を「奨学金」に改める。

第 16 条に見出しとして「(委任)」を付する。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。